

2021. 8. 16

(件名) 海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業(アストラゼネカ製ワクチンの接種)

【ポイント】

●日本国内に住民票を有しない海外在留邦人の皆様の中で、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業を実施しています。

●アストラゼネカ(AZ)製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、これまでのファイザー製に加え、今月25日から、条件を満たす希望者の方に対し、AZ製ワクチンの接種を行います。

【本文】

1 本事業の対象者のうち、以下(1)又は(2)の条件を満たす方は、成田空港及び羽田空港において、これまでのファイザー製に加え、AZ製ワクチンの接種が可能となります。

(1) 既に居住地でAZ製ワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念等がある方

(2) アレルギー等により、mRNAワクチン(ファイザー製ワクチン)を接種できない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方

2 本事業でAZ製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日(水)正午(日本時間)以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。

<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

3 詳細は以下の外務省ホームページを御覧ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>